

◎ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対比表

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第一条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修 正 案	改 正 案	現 行
第十三条　〔略〕	第十三条　〔略〕	第十三条　〔略〕
<p>② 児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。</p> <p>③～⑩　〔略〕</p>	<p>② 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。</p> <p>③～⑩　〔略〕</p>	<p>②　〔略〕</p>
<p>第二十一条の十の二　市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業</p>	<p>第二十一条の十の二　市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業</p>	<p>第二十一条の十の二　〔略〕</p>

により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他必要な支援を行うものとする。

② 〔略〕

第二十五条の三 〔略〕
② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならぬ。

第三十三条の十二 〔略〕
② 被措置児童等虐待を受けたと思われる

により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他必要な支援を行うものとする。

② 〔略〕

第二十五条の三 〔略〕
② 〔新設〕

第三十三条の十二 〔略〕
② 被措置児童等虐待を受けたと思われる

第二十五条の三 〔略〕
② 〔略〕

第三十三条の十二 〔略〕
② 〔略〕

児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、**児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項**の規定による通告をすることを要しない。

③ ⑤ [略]

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号（同居人につきては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。
一～三 [略]
四 児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② [略]

児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、**児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、**同法第六条第一項**の規定による通告をすることが要しない。**

③ ⑤ [略]

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号（同居人につきては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。
一～三 [略]
四 **児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者**

② [略]

第三十四条の二十
[略]

③ ⑤ [略]

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号（同居人につきては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。
一～三 [略]
四 **児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者**

② [略]

修 正 案	改 正 案	現 行
（国及び地方公共団体の責務等）	（国及び地方公共団体の責務等）	（国及び地方公共団体の責務等）
<p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となつた者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行つた保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十 一号）第三条第一項に規定する配偶者暴</p>	<p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となつた者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行つた保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>第四条 [略]</p>

力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2～5　〔略〕

2～5
〔新設〕
〔略〕

2～5
〔略〕

6　児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行つた保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法

（律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことがで
きるための措置その他の緊密な連携を図
るために必要な措置を講ずるものとす
る。

7・8

〔略〕

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府
県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者
暴力相談支援センターその他児童の福祉
に業務上関係のある団体及び学校の教職
員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、
保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、
婦人相談員その他児童の福祉に職務上関
係のある者は、児童虐待を発見しやすい立
場にあることを自覚し、児童虐待の早
期発見に努めなければならない。

6・7

〔略〕

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府
県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者
からの暴力の防止及び被害者の保護等に
関する法律（平成十三年法律第三十一号）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児
童の福祉に業務上関係のある団体及び学
校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、
歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護
士その他児童の福祉に職務上関係のある
者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ
ることを自覚し、児童虐待の早期発見に
努めなければならない。

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府
県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者
暴力相談支援センターその他児童の福祉
に業務上関係のある団体及び学校の教職
員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、
保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、
婦人相談員その他児童の福祉に職務上関
係のある者は、児童虐待を発見しやすい立
場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見
に努めなければならない。

に努めなければならない。

2
5|

〔略〕

(児童虐待に係る通告)

第六条
〔略〕

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3
〔略〕

(児童虐待を行つた保護者に対する指導等)

第十二条 都道府県知事又は児童相談所長

は、児童虐待を行つた保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

に努めなければならない。

2
5|

〔略〕

(児童虐待に係る通告)

第六条
〔略〕

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3
〔略〕

(児童虐待を行つた保護者に対する指導等)

第十二条 新設

は、児童虐待を行つた保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

に努めなければならない。

2
3|

〔略〕

〔略〕

(児童虐待を行つた保護者に対する指導等)

第十二条

2
5

〔略〕

6 児童相談所長は、**第四項**の規定による

勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

7 都道府県は、保護者への指導（**第二項**の

指導及び児童虐待を行つた保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。）を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行ふとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質

1
4

〔略〕

5 児童相談所長は、**第三項**の規定による

勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

6 都道府県は、保護者への指導（**第一項**の

指導及び児童虐待を行つた保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。）を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行ふとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質

1
4

〔略〕

〔新設〕

若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行つた児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の

若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行つた児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 [略]

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の

		効果、当該児童に対し再び児童虐待が行 われることを予防するために採られる措 置について見込まれる効果、 当該児童の 家庭環境 その他厚生労働省令で定める事 項を勘案しなければならない。
2～4	〔略〕	

		効果、当該児童に対し再び児童虐待が行 われることを予防するために採られる措 置について見込まれる効果その他の厚生労 働省令で定める事項を勘案しなければな らない。
2～4	〔略〕	

		効果、当該児童に対し再び児童虐待が行 われることを予防するために採られる措 置について見込まれる効果その他の厚生労 働省令で定める事項を勘案しなければな らない。
2～4	〔略〕	

		効果、当該児童に対し再び児童虐待が行 われることを予防するために採られる措 置について見込まれる効果その他の厚生労 働省令で定める事項を勘案しなければな らない。
2～4	〔略〕	

--	--	--

まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から**第四項まで及び第六項**、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一〇四　〔略〕

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定

まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から**第三項まで及び第五項**、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一〇四　〔略〕

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定

による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、**第十**

一条第五項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一〇四　〔略〕

による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、**第十**

一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一〇四　〔略〕

○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（第百九十八回内閣提出第五十五号）附則（抄）

（ゴシック部分は修正部分）

		修 正 後	修 正 前
附 則		（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、 令和二年四月一日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条	この法律は、 平成三十二年四月一日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定	公布の日	一 附則第四条の規定	公布の日
二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定	令和四年四月一日	二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定	平成三十四年四月一日
三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定	令和五年四月一日	三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定	平成三十五年四月一日
（調整規定）		（調整規定）	
第五条	この法律の施行の日が民法等の一部を改正する法律（ 令和元年法律第号 ）の施行の日前である場合には、同法第三条のうち児童福祉法第十二条第一項第二号トの改正規定中「第十二条第一項第二号ト」とあるのは、「第十二条第一項第二号チ」とする。	第五条	この法律の施行の日が民法等の一部を改正する法律（ 平成三十一年法律第号 ）の施行の日前である場合には、同法第三条のうち児童福祉法第十二条第一項第二号トの改正規定中「第十二条第一項第二号ト」とあるのは、「第十二条第一項第二号チ」とする。

(児童福祉司の数の基準に関する見直し)

第六条 第一条の規定による改正後の児童福祉法第十三条第二項に規定する政令で定める基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待（次条第八項及び第九項において単に「児童虐待」という。）に係る相談に応ずる件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。

(検討等)

第七条 政府は、速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置、児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設及び同法第三十三条第一項又は第二項の委託を受けて一時保護を行う者の量的拡充に係る方策、当該施設又は当該者が行う一時保護の質的向上に係る方策その他の児童相談所の体制の強化に対する国の支援その他の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2・3 [略]

4 政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聞く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童

[新設]

第六条 [新設]

(検討等)

3 政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童が意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り

の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔略〕

5

政府は、この法律の施行後五年間を目途として、児童相談所及び児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設（以下この項及び第八項において「児童相談所等」という。）の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十一条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

〔略〕

7

政府は、この法律の施行後五年を目途として、第六項の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の規定の

施行の状況を勘案し、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、

方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔略〕

4

政府は、この法律の施行後五年間を目途として、児童相談所及び児童福祉法第十二条の四の施設（以下この項及び第七項において「児童相談所等」という。）の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

〔略〕

6

政府は、この法律の施行後五年を目途として、第五項の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに保護者に対する指導及び支援の在り方その他の児童虐待の防止等に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を日途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第九条
〔略〕
(少年法の一部改正)

第七条
〔略〕
(少年法の一部改正)

〔新設〕